

南山大学利益相反マネジメントガイドライン

1. 目的

今日我が国の大学においては、産学官連携を含む社会貢献を推進することが強く求められている。大学が社会貢献活動を進めるに当たり、大学と企業等の目的や役割の相違から、大学またはその専任教職員について、いわゆる利益相反が生じる可能性がある。したがって、大学が教育研究に関する責務を適切に果しつつ、社会貢献活動を積極的に進めていくためには、このような活動においても自らの公共性と中立性を維持し、その透明性を確保し、かつ対外的に説明責任を果たしていくことが強く求められている。

南山大学利益相反マネジメントガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、南山大学（以下「本学」という。）として、産学官連携を含む社会貢献を積極的に推進するに当たって、不可避免的に生じ得る利益相反による弊害を抑え、大学と専任教職員が公正かつ効率的に業務を実行するために、常に意識しなければならない基本的な考え方を示している。

本ガイドラインの目的は、本学と専任教職員の行動を制約することではなく、本学と専任教職員が利益相反の疑いを持たれることを防ぐことにより、本学として社会からの信頼を維持しつつ、産学官連携を推進する環境を整備することにある。

2. 基本的理念

- (1) 本ガイドラインにおける利益相反とは、外部との経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれ、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態のことをいう。
- (2) 本学は、産学官連携活動を含む社会貢献を公正かつ効率的に推進するために、専任教職員の利益相反による弊害を抑えるよう努力し、そのための措置（利益相反マネジメント）を講じる。
- (3) 本学および専任教職員は、産学官連携活動を含む社会貢献を推進する上で、利益相反による弊害を抑えることを責務とする。
- (4) 本学は、利益相反マネジメントについて、産業界等社会に対しても理解と協力を求め、利益相反による弊害の抑制を図りつつ、産学官連携活動を推進する。

3. 利益相反マネジメント体制

(1) 対象者の範囲

本マネジメントガイドラインの対象者は、本学専任教職員とする。ただし、本学専任教職員以外の者にも必要があると判断された場合は、対象者として適用することもある。

(2) 利益相反マネジメント専門委員会の設置

本学は利益相反マネジメントに関する審議機関として、研究審査委員会の下に、利益相反マネジメント専門委員会を設置し、次に掲げる事項を審議する。

① 利益相反に係る基本方針の策定に関する事項

- ② 利益相反に係る相談、助言および指導に関する事項
 - ③ 利益相反に係る広報および啓発に関する事項
 - ④ 利益相反事例に係る調査、改善指導、是正勧告等に関する事項
 - ⑤ その他利益相反に関する事項
- (3) 利益相反アドバイザーの配置

利益相反マネジメント専門委員会は、本学専任教職員に対し、利益相反の知識を普及させるために利益相反アドバイザーを必要に応じて配置する。

4. 事務

このガイドラインに関する事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室の担当とする。

5. 改廃

このガイドラインの改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、2010年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。